

別表第一

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月以上	一〇日	七年以上	一四〇日	十三年六月以上	三〇五日
一年以上	二〇日	七年六月以上	一五〇日	十四年以上	三二〇日
一年六月以上	三〇日	八年以上	一六〇日	十四年六月以上	三三五日
二年以上	四〇日	八年六月以上	一七〇日	十五年以上	三五〇日
二年六月以上	五〇日	九年以上	一八〇日	十五年六月以上	三六五日
三年以上	六〇日	九年六月以上	一九〇日	十六年以上	三八〇日
三年六月以上	七〇日	十年以上	二〇〇日	十六年六月以上	三九五日
四年以上	八〇日	十年六月以上	二一五日	十七年以上	四一〇日
四年六月以上	九〇日	十一年以上	二三〇日	十七年六月以上	四二五日
五年以上	一〇〇日	十一年六月以上	二四五日	十八年以上	四四〇日
五年六月以上	一一〇日	十二年以上	二六〇日	十八年六月以上	四五五日
六年以上	一二〇日	十二年六月以上	二七五日	十九年以上	四七〇日
六年六月以上	一三〇日	十三年以上	二九〇日	十九年六月以上	四八五日

別表第二

廢疾の程度	廢疾の番号	廢疾の狀態
一	一	兩眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六以下に減じたもの
二	二	そしやく又は言語の機能を廢したるもの
三	三	兩腕を腕關節以上にて失つたもの
四	四	兩足を足關節以上にて失つたもの
五	五	兩腕の用を全廢したるもの
六	六	兩足の用を全廢したるもの
七	七	十指を失つたもの
八	八	前各號の外負傷又は疾病に因り廢疾となり高度の精神障害を残し勤勞能力を喪失したるもの
二	一	兩眼の視力〇・二以下に減じたもの
三	二	鼓膜の大部分の欠損その他に因り兩耳の聴力耳かくしに接しなければ大聲を解し得ないもの
四	三	せき柱に著しい機能障害を残すもの
五	四	そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
六	五	一手のおや指及びひとさし指を併せて四指以上を失つたもの



級	六	七	八	九	十	十一
十指の用を廢したもの	一腕の三大關節中二關節の用を廢したもの	一足の三大關節中三關節の用を廢したもの	一足を定關節以上で失つたもの	十のあしゆびを失つたもの	前各號の外負傷又は疾病に因り廢疾となり精神障害又は身體障害を残し勤勞能力に高度の制限を有するもの	

備考

- 一 視力の測定は萬國式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとはおや指は指關節、その他の指は第一指關節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したものと指の末節の半以上を失い又は掌指關節若しくは第一指關節（おや指にあつては指關節）著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。

別表 第三

廢疾の程度		
一級	五月	廢疾の程度
二級	四月	廢疾の程度

別表 第四

番號	廢疾の狀態
一	一眼の視力〇・一以下に減じたもの又は兩眼の視力〇・六に減じたもの
二	兩眼のまぶたに著しい欠損又は兩眼に半盲症視野狭さく若しくは視野變状を残すもの
三	そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聴力耳かくに接しなければ大聲を解し得ないもの
五	鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	おや指又はひとさし指若しくはその他の二指以上を失つたもの
八	おや指の用を廢したものと又ひとさし指を併せて二指の用を廢したものと若しくはおや指及びひとさし指以外の三指の用を廢したもの
九	腕の三大關節中一關節以上に著しい機能障害を残すもの
十	一足の三大關節中一關節以上に著しい機能障害を残すもの



十一	一腕の長管状骨に假關節を残すもの
十二	一足の長管状骨に假關節を残すもの
十三	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十四	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十五	一足の五のあしゆびの用を廢したもの
十六	前各號の外負傷又は疾病に因り廢疾となり精神障害、身體障害又は神経系統に障害を残し勤勞能力に制限を有するもの

備考

- 一、視力の測定は萬國式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。
- 二、指を失つたものとはおや指は指關節、その他の指は第一關節以上を失つたものをいう。
- 三、指の用を廢したものとは指の末節の半以上を失い又は掌指關節若しくは第一關節(おや指にあつては指關節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四、あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。
- 五、あしゆびの用を廢したものとは、第一のあしゆびは末節の半以上、その他のあしゆびは末關節以上を失つたもの又はしよし關節若しくは第一のあしゆび關節(第一のあしゆびにあつてはあしゆび關節)に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月未満	一一〇日	六年以上	二四〇日	十二年以上	三八〇日
六月以上	一三〇日	六年六月以上	二五〇日	十二年六月以上	三九五日
一年以上	一四〇日	七年以上	二六〇日	十三年以上	四一〇日
一年六月以上	一五〇日	七年六月以上	二七〇日	十三年六月以上	四二五日
二年以上	一六〇日	八年以上	二八〇日	十四年以上	四四〇日
二年六月以上	一七〇日	八年六月以上	二九〇日	十四年六月以上	四五五日
三年以上	一八〇日	九年以上	三〇〇日	十五年以上	四七〇日
三年六月以上	一九〇日	九年六月以上	三一〇日	十五年六月以上	四八五日
四年以上	二〇〇日	十年以上	三二〇日	十六年以上	五〇〇日
四年六月以上	二一〇日	十年六月以上	三三五日	十六年六月以上	五一五日
五年以上	二二〇日	十一年以上	三五〇日	十七年以上	五三〇日
五年六月以上	二三〇日	十一年六月以上	三六五日	十七年六月以上	五四五日



恩給法臨時特例

別表第六

十八年六月以上	五七五日	十八年六月以上	五六〇日	十九年六月以上	五九〇日	二十年以上	一一〇日
---------	------	---------	------	---------	------	-------	------

損害の程度	月数		
	一	二	三
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき			
二 住居及び家財の半分以上が焼失又は滅失したとき			
三 住居又は家財の半分程度が焼失又は滅失したとき			



## 恩給法臨時特例

(昭和二十三年七月二十九日)  
法律百九十號

### (この法律の目的)

第一條 公務員の給與の變更等に伴う恩給法(大正十二年法律第四十八號)の臨時の特例については、この法律の定めるところによる。

2 國會は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十號。同法の改正規定並びに同法に基く政令及び人事委員會規則を含む以下同じ。)の規定がこの法律の規定と矛盾する場合においては、その國家公務員法の規定が優先するものであることを、ここに宣言する。

### (若年による恩給停止の特例)

第二條 普通恩給については、恩給法(以下法という。)第五十八條第一項第三號の規定にかかわらず、これを受ける者が四十歳に滿ちる月までは、その全額を、四十歳に滿ちる月の翌月から四十五歳に滿ちる月までは、その十分の五を、四十五歳に滿ちる月の翌月から五十歳に滿ちる月までは、その十分の三を停止する。

2 前項に規定する普通恩給の停止は、普通恩給と増加恩給又は傷病年金とが併給される場合には、これを行わない。

3 第一項に規定する普通恩給の停止は、公務に起因しない傷い又は疾病が法第四十九條の二又は第四十九條の三に規定する程度に達してこれがため退職した場合には、退職後五年間は、これを行わない。

4 前項の期間滿了の六月前までに傷い又は疾病が回復しない者は、裁定廳に對し、前項の期間の延長を請求することができる。この場合において、その者の傷い又は疾病が、なお前項に規定する程度に達しているときは、第一項に規定する普通恩給の停止は、引き続きこれを行わない。

### (多額所得による恩給停止の特例)

第三條 法第五九八條第一項第四號及び同條第二項の規定による普通恩給の停止については、これらの規定にかかわらず恩給年額が一萬五千圓以上で、前年における恩給外の所得の年額が十五萬圓をこえる者について、左の区分によつて、これを行う。

一 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八萬圓以下であるときは、十六萬五千圓を



こえる金額の一割五分の金額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千圓を下ることはない。

二 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計が十八萬圓をこえ二十四萬以下であるときは、十六萬五千圓をこえ十八萬圓以下の金額の一割五分の金額と十八萬圓をこえる金額の二割の金額との合計額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、一萬五千圓を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割をこえることはない。

三 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計が二十四萬圓をこえ三十萬圓以下であるときは、十六萬五千圓をこえ十八萬圓以下の金額と十八萬圓をこえ二十四萬圓以下の金額の二割の金額と二十四萬圓をこえる金額の二割五分の金額との合計額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千圓を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分をこえることはない。

四 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が三十萬圓をこえるときは、十六萬五千圓をこえ十八萬圓以下の金額の一割五分の金額と十八萬圓をこえ二十四萬圓以下の金額の二割の金額と二十四萬圓をこえ三十萬圓以下の金額の二割五分の金額と三十萬圓をこえる金額の三割

の金額との合計額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千圓を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の三割をこえることはない。

2 前項の恩給外の所得の計算については、所得税法（昭和二十二年法律第二十七號）第九條及び第十條の規定を準用する。

3 第一項の恩給外の所得は、稅務署長の調査により裁定廳が、これを決定する。

4 第一項に規定する恩給の停止は、前項の決定に基いて、その年の七月から翌年六月に至る期間分の恩給について、これを行う。但し、恩給を受ける事由の生じた月の翌月から翌年六月に至る期間分の恩給については、恩給の停止を行わない。

5 恩給の請求又は裁定の遅延に因り前年以前の分の恩給について、第一項に規定する恩給の停止を行うべき場合においては、前項の規定にかかわらず、その停止額は、その停止を行うべき期間後の期間分の恩給支給額からも、これを控除することができる。

（個人納入金の特例）

第四條 法第五十九條第二項但書及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の一」とあるは「百分の二」と読み替えるものとする。



(増加恩給年額の特例)

第五條 公務員又は公務員に準ずる者の増加恩給の年額は、法第六十五條の規定にかかわらず、退職當時の俸給年額に傷病の原因及び不具はい疾の程度により定めた別表第一號の率を乗じて得た金額とする。但し、傷いを受け、又は疾病にかかった時から五年内に退職しなかつた場合においては、傷いを受け、又は疾病にかかつた時から五年を経過した日における俸給の額により計算した俸給年額を退職當時の俸給年額とみなす。

(傷病年金額の特例)

第六條 公務員又は公務員に準ずる者の傷病年金の年額は、法第六十五條の二の規定にかかわらず、退職當時の俸給年額に傷病の原因及び傷病の程度により定めた別表第二號の率を乗じて得た金額(普通恩給を併給される場合においては、その金額の十分の八・五に相當する金額)とする。

2 前條但書の規定は、傷病年金を給すべき者の退職當時の俸給年額について、これを準用する。  
(増加恩給又は傷病年金の家族加給)

第七條 増加恩給又は傷病年金を受ける場合において、これを受ける扶養家族があるときは、二

千四百圓に扶養家族の員數を乗じて得た金額を、増加恩給又は傷病年金の年額に加給する。

2 前項の「扶養家族」とは、増加恩給又は傷病年金を受ける者の退職當時から引き続きその者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする祖父母、父母、妻及び未成年の子をいう。

(扶助料年額の特例)

第八條 法第七十五第一項の規定の適用については、同項第二號中「退職當時の等級により定めたる別表第五號表の率」とあるのは「四十割」と、同項第三號中「退職當時の等級により定めたる別表第六號表の率」とあるのは「三十三割」と、同項第四號中「退職當時の等級により定めたる別表第七號表の率」とあるのは「二十四割」と読み替えるものとする。

2 法第七十五條第一項第二號から第四號までの規定による扶助料を受ける場合において、これを受ける者に扶養遺族あるときは、法第七十五條第二項から第四項までの規定にかかわらず、二千四百圓に扶養遺族の員數を乗じて得た金額を、扶助料の年金に加給する。

3 前項の「扶養遺族」とは、扶助料を受ける者により生計を維持し又はその者と生計を共にする遺族で扶助料を受ける要件を具えるものをいう。



(重複加給の禁止)

第九條 第七條第一項又は前條第二項の規定により加給を受けるべき場合において、一人の扶養家族又は扶養遺族が二以上の恩給について加給を受けるべき原因となるときは、當該扶養家族又は扶養遺族は、最初に給與事由の生じた恩給についてのみ加給の原因となるものとする。

(災害補償との關係)

第十條 勞働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)第七十七條の規定による障害補償又はこれに相當する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該當するものを受けた者については、當該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、増加恩給又は傷病年金(第七條第一項の規定によりこれらの年額に加給される年額を含む。)は、これを停止する。

第十一條 勞働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相當する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該當するものを受けた者については、當該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、左の區分によつて扶助料の一部を停止する。

一 法第七十五條第一項第二號の規定による扶助料については、その年額の四分の三十に相當する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

二 法第七十五條第一項第三號の規定による扶助料については、その年額の三十三分の二十三に相當する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

三 法第七十五條第一項第四號の規定による扶助料については、その年額の二十四分の十四に相當する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

第十二條 前二條の規定による停止年額が、その者の受けた勞働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又はこれに相當する給付であつて同法第八十四條の規定に該當するものの金額の六分の一に相當する金額をこえる者については、その停止年額は、當該補償又は給付の金額の六分の一に相當する金額とする。

(恩給の請求手續)

第十三條 この法律の規定による恩給の請求手續については、政令でこれを定める。

附 則

第十四條 この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。



**第十五條** 恩給法臨時特例（昭和二十一年法律第三十六號）は、昭和二十三年六月三十日限り、これを廢止する。

**第十六條** 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額及び同日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

2 前項の場合においては、昭和二十三年一月一日から同年六月三十日まで退職し、又は死亡した者の退職又は死亡當時の俸給の額は、昭和二十二年十二月三十一日における給與に関する法令の規定による本俸の額とする。

**第十七條** 前條に規定する普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十三年十月分以降、その年額を普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額（普通恩給を受けない者については、これを受けるものとした場合において、普通恩給の年額計算の基礎となるべき俸給年額を含む。）にそれぞれ對應する別表第三號表の假定俸給年額を退職又は死亡當時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用して算出した年額に改定する。

**第十八條** 前條の普通恩給を受ける者については、第二條第三項及び第四項の規定は、これを適

用しない。

2 前項の普通恩給を受ける者に第二條第一項の規定を適用する場合において、その者に支給する額は、この法律の制定がなかつたならば受けるべきであつた額を下ることはない。

**第十九條** この法律の適用を受ける恩給額の計算については、恩給の減額補給及び停止に関する法律（昭和七年法律第十三號）は、これを適用しない。

**第二十條** 昭和二十一年七月一日以後引き続き内地外にある者が内地に歸還しないで退職し、又は死亡した場合に給する恩給の額の計算については、その者が昭和二十一年六月三十日において現に受けていた俸給の年額の百分の百三十（公務に因る傷い又は疾病のため退職し、又は死亡した者については、百分の百四十五）に相當する額にそれぞれ對應する別表第三號表の假定俸給年額を退職又は死亡當時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用する。

**第二十一條** 第十七條の規定により恩給年額を改定する場合においては、裁定廳は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給については、受給者の請求を待つて、これを行う。

（別表）







教育公務員の任免等に関する法律案

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額五四〇圓未満の者の假定俸給年額は、その俸給年額の二六倍に相當する額とする。  
 普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に對する假定俸給年額による。

二、八八〇	四八、〇〇〇
三、一二〇	五〇、四〇〇
三、三六〇	五二、八〇〇
三、六〇〇	五五、二〇〇
三、八四〇	五七、六〇〇
四、三二〇	六二、四〇〇
四、八〇〇	六七、二〇〇
五、二八〇	七二、〇〇〇
五、七六〇	七六、八〇〇
六、二四〇	八一、六〇〇
六、七二〇	八六、四〇〇
七、二〇〇	九一、二〇〇
七、六八〇	九六、〇〇〇
八、一六〇	一〇〇、八〇〇
八、六四〇	一〇五、六〇〇
九、一二〇	一一〇、四〇〇
九、六〇〇	一一五、二〇〇
一〇、〇八〇	一二〇、〇〇〇
一〇、五六〇	一二四、八〇〇



目次

第一章 總則……………(二五)

第二章 任免、分限、懲戒及び服務……………(二六)

  第一節 大學の學長、教員及び部局長……………(二六)

  第二節 大學以外の學校の校長及び教員……………(二九)

  第三節 教育長及び専門的教育職員……………(三一)

第三章 研修……………(三三)

第四章 雜則……………(三三)

附則……………(三四)

教育公務員の任免等に関する法律案

第一章 總則

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、教育を通じて國民全體に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に  
基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

2 この法律に定める規定は、すべて、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十號)又は別に  
地方公共團體の職員に關して規定する法律に定める規定に従屬するものとする。

(定義)

第二條 この法律で「教育公務員」とは、學校教育法(昭和二十二年法律第二十六號)第一條に  
定める學校で、國立及び公立の學校の學長、校長(園長を含む。以下同じ)教員及び部局長並  
びに教育委員會の教育長及び専門的教育職員をいう。



- 2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教諭、助教諭、養護教諭及び講師（常時勤務者に限る。以下同じ。）をいう。
- 3 この法律で「部局長」とは、第一項の学校のうち、大學の學部長その他政令で指定する部局の長をいう。

- 4 この法律で「専門的教育職員」とは、教育委員會の職員のうち、免許狀を有することを必要とする者（教育長を除く。以下同じ。）をいう。

（身分）

**第三條** 國立學校の學長、校長、教員及び部局長は國家公務員、公立學校の學長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

216

## 第二章 任免、分限、懲戒及び服務

### 第一節 大學の學長、教員及び部局長

#### （採用及び昇任の方法）

**第四條** 學長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は大學行政機關がこれを行う。

- 2 前項の選考は、學校については、人格が高潔で、學識がすぐれ、且つ、教育行政に關し識見を有する者について、大學行政機關の定める基準により、學部長については、當該學部の教授會の議に基き教員及び學部長以外の部局長については、大學行政機關の定める基準により、これを行わなければならない。

#### （轉任）

**第五條** 學長、教員及び部局長は、大學行政機關の審査の結果によるものでなければ、その意に反して轉任されることはない。

- 2 前項の審査は、大學行政機關の定める基準により、これを行わなければならない。

#### （降任及び免職）

**第六條** 學長、教員及び部局長は、大學行政機關の審査の結果によるものでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

217



2 前項の審査は、大學行政機關の定める基準により、これを行わなければならない。

(休職の期間)

第七條 學長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大學行政機關がこれを定める。

(任期及び停年)

第八條 學長及び部局長の任期については、大學行政機關がこれを定める。

2 教員の停年については、大學行政機關がこれを定める。

(懲戒)

第九條 國立大學の學長、教員及び部局長は、大學行政機關の審査の結果によるのでなければ、懲戒處分を受けることはない。

(任命權者)

第十條 國立大學の學長、教員及び部局長の任命權は、政令の定めるところにより、内閣、内閣總理大臣又は文部大臣に屬する。但し講師については、學長に屬する。

2 前項の學長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒處分は、大學行政機

關の申出に基いて、任命權者がこれを行う。

第十一條 公立大學の學長、教員及び部局長の任命權は、その大學を設置する地方公共團體の長に屬する。但し、講師については、學長に屬する。

2 前條第二項の規定は、國立大學の學長、教員及び部局長にこれを準用する。

(服務)

第十二條 國立大學の學長、教員及び部局長の服務について、國家公務員法第九十六條第一項の根本基準の實施に關し必要な事項は、國家公務員法第九十七條から第一百五條までに定めるものを除いては、大學行政機關がこれを定める。

(勤務成績の評定)

第十三條 學長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に應じた措置は、大學行政機關がこれを行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大學行政機關が定める基準により、これを行わなければならない。

第二節 大學以外の學校の校長及び教員



(採用及び昇任の方法)

**第十四條** 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、文部大臣（公立學校にあつては、その校長又は教員の屬する學校を所管する教育委員會の教育長、この條中以下同じ。）がこれを行う。

2 前項の採用志願者名簿は、校長又は教員の免許狀を有する者で採用を願ひ出た者について、免許狀の種類に應じ、人事委員會（公立學校にあつては、都道府縣の教育委員會）がこれを作成する。

3 前二項の定めるものの外、採用志願者名簿に關し必要な事項は、人事委員會規則（公立學校にあつては、都道府縣の教育委員會規則）でこれを定める。

4 教員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、文部大臣がこれを行う。

5 文部大臣、教員について第一項及び前項の選考を行うに當つてはその學校の校長の意見を聞いて、これを行わなければならない。

(休職の期間及び效果)

**第十五條** 教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、これを滿二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、俸給の全額を支給することができる。

(任命權者)

**第十六條** 公立學校の校長及び教員の任命權は、その校長又は教員の屬する學校を所管する教育委員會に屬する。

2 前項の校長及び教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒處分については、任命權者がこれを行う。

第三節 教育長及び専門的教育職員

(採用及び昇任の方法)

**第十七條** 教育長及び専門的教育職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載されたものうちから、教育長については、當該教育委員會が、専門的教育職員については、當該教育委員會の教育長がこれを行う。



- 2 前項の採用志願者名簿は、教育長又は専門的教育職員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に應じ、都道府縣の教育委員会がこれを作成する。
- 3 前二項に定めるものの外、採用志願者名簿に關し必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則でこれを定める。

- 4 専門的教育職員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、當該教育委員会が教育長が、これを行う。

(教育長の退職)

第十八條 教育長は、やむを得ない理由がある場合に限り、教育委員会の承認を得て、任期中退職することができる。

(任命権者)

第十九條 教育長及び専門的教育職員の任命権は、當該教育委員会に屬する。

- 2 第十六條第二項の規定は、教育長及び専門的教育職員にこれを準用する。

### 第三章 研修

(研修)

第二十條 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 文部大臣又は教育委員会は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に關する計畫を樹立し、その實施に努めなければならない。

(研修の機會)

第二十一條 教育公務員には、研修を受ける機會が與えられなければならない。

- 2 教員は、授業に支障のない限り、本屬長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

- 3 教員公務員は、文部大臣又は教育委員会の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

### 第四章 雜則

(教育公務員以外の者に対するこの法律の準用)



**第二十二條** 国立又は公立の學校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに国立又は公立の各種學校の校長、教員については、文部大臣の定めるところにより、この法律の規定を準用することができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

**第二十三條** この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

但し、第四條から第七條まで、第九條（第三十條において準用する場合を含む。）第十條及び第十三條の規定の施行の日は、政令でこれを定める。

2 前項但書に掲げる各條に定める事項については、それらの規定が施行されるまでの間は、なお従前の例による。

##### (舊制の學校の教員等に対するこの法律の準用)

**第二十四條** この法律に定める国立又は公立の大學の學長、教員及び部局長に関する規定は、それぞれ學校教育法第九十八條第一項に規定する国立又は公立の大學の學長（數個の學部を置く

大學にあつては總長。以下同じ。）教員及部局長にこれを準用する。

2 この法律に定める国立又は公立の大學の學長、教員及び部局長に関する規定は、政令で別段の定をした場合の外、それぞれ學校教育法第九十八條第一項に規定する国立又は公立の大學豫科、高等學校、專門學校及び教員養成諸學校の校長、教員及び政令で指定する者に、これを準用する。

3 この法律に定める大學以外の国立又は公立の學校の校長及び教員に関する規定は、それぞれ學校教員法第九十八條第一項に規定する国立又は公立の中等學校、盲學校並びに聾學校の校長及び教員にこれを準用する。

##### (公立學校教員等の従前の身分の保有)

**第二十五條** 公立大學の學長、教員及び部局長は、第三條の規定にかかわらず、別に地方公共團體の職員に關して規定する法律が定められるまでの間は、なお従前の身分を有するものとする。

2 大學以外の公立學校の校長及び教員は、第三條の規定にかかわらず教育委員會が成立するまでの間は、なお従前の身分を有するものとする。



(大學行政機關の讀替)

**第二十六條** この法律中「大學行政機關」とあるのは、當分の間、次の各號の區別にしたがつてこれを讀み替えるものとする。

- 一 第四條第一項については、學長にあつては「評議員(一個の學部を置く大學にあつては教授會の構成員。以下同じ。)&及び部局長で構成する會議(協議會という。以下同じ。)&、部局長にあつては「學長」、教員にあつては「教授會の議に基き學長」
- 二 第四條第二項中學長の選考に關する部分、第五條第二項、第六條第二項、第七條、第八條第一項、第十二條及び第十三條第二項については、「協議會の議に基き學長」
- 三 第四條第二項中教員及び學部長以外の部局長の選考に關する部分については、教員にあつては「評議會(一個の學部を置く大學にあつては、教授會、以下同じ。)&の議に基き學長」、學部長以外の部局長にあつては「協議會の議に基き學長」
- 四 第五條第一項及び第六條第一項については、學長にあつては「協議會」、教員にあつては「評議會」、部局長にあつては「學長」
- 五 第八條第二項については、「評議會の議に基き學長」

- 六 第九條については、學長にあつては「協議會」、教員及び學部長にあつては「教授會」、學部長を除く部局長にあつては「學長」
- 七 第十條第二項については、「學長」
- 八 第十三條第一項については、學長にあつては「協議會」、教員及び學部長にあつては「教授會の議に基き學長」、學部長を除く部局長にあつては「學長」

**第二十七條** 學校教育法第九十八條第一項の規定による大學(學部及び學科を含む。)&が、この法律に定める大學(學部を含む。)&となる場合の外、新設の大學にあつては、全學年を置く年度に至るまで、前條の規定にかかわらず、この法律中「大學行政機關」とあるのは、當分の間、次の各號の區別にしたがつて、これを讀み替えるものとする。

- 一 第四條第一項については、學長にあつては「大學設置審議會の意見を聞いて文部大臣(公立大學にあつては、その大學を設置する地方公共團體の長。但し、別に地方公共團體の職員に關して規定する法律が定められるまでの間は、文部大臣とする。以下同じ。)&、教員にあつては「學長及び大學設置審議會の意見を聞いて文部大臣」、部局長にあつては「學長の意見を聞いて文部大臣」



二 第四條第二項、第五條、第六條第八條、第九條、第十二條及び第十三條第二項については、「大學設置審議會の意見を聞いて文部大臣」は、「大學設置審議會の意見を聞いて文部大臣」

三 第七條及び第十三條第一項については、「文部大臣」、教員及び部局長にあつては「學長の意見を聞いて文部大臣」

四 第十條第二項については、「文部大臣」

(従前の規定による休職者等の取扱)

第二十八條 大學の學長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手續中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に關しては、第七條及び第九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十九條 第十五條の規定施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第十五條第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算し、同條第二條の規定の適用については、第十五條の規定施行の日から、これを適用する。

(公立大學の學長等の懲戒及び服務)

第三十條 公立大學の學長、教員及び部局長の懲戒及び服務に關しては、別に地方公共團體の職

員に關して規定する法律が定められるまでの間は、第九條及び第十二條の規定を準用する。

(任命権者等に関する経過措置)

第三十一條 公立大學の學長、教員及び部局長の任命権者に關しては、第十一條の規定にかかわらず、別に地方公共團體の職員に關して規定する法律が定められるまでの間は、なお國立大學の例による。

第三十二條 大學以外の國立學校の校長の採用、教員の採用及び昇任の方法に關しては、第十四條の規定にかかわらず、人事委員會の指定する日まで、なお従前の任用の例による。

第三十三條 大學以外の公立學校の校長の採用、教員の採用及び昇任の方法並びに校長及び教員の任命権者に關しては、第十四條及び第十六條の規定にかかわらず、教育委員會が成立するまでの間は、なお従前の任用の例による。

(人事委員會の讀替)

第三十四條 第十四條第二項及び第三十二條中「人事委員會」とあるのは、人事委員會が設置されるまでの間は、「臨時人事委員會」と讀み替えるものとする。

(教育委員會の讀替)



**第三十五條** 第二十條第二項及び第二十一條第三項中「教育委員會」とあるのは、都道府縣の教育委員會が成立するまでの間は、「都道府縣知事」と読み替えるものとする。

(教育長等の免許状の経過措置)

**第三十六條** 第二條第四項及び第十七條第二項の教育長及び専門的教育職員の免許状は、當分の間、政令で定める資格をもつて、これに替えることができる。

(この法律施行の際における學長等の職にある者の取扱)

**第三十七條** この法律中任用に關する規定施行の際、現に國立學校の學長、校長、教員又は部局長の職にある者は、この法律により、それぞれ學長、校長、教員又は部局長の職についた者とみなす。

**第三十八條** この法律中任用に關する規定施行の際、現に公立學校の學長、校長、教員及び部局長で文部教官、地方教官又は地方事務官たるものは、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除く外、それぞれ現にある級及び現に受ける號俸に相當する給料をもつて、この法律により當該地方公共團體の公務員に任用され、引き続き現にある職に相當する職に補されたものとする。

(恩給法の準用)

**第三十九條** この法律中任用に關する規定施行の際、現に公立學校の文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たる者が、引き続き地方公共團體の公務員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、當分の間、これに恩給法(大正十二年法律第四十八號)の規定を準用する。この者が、地方公共團體の公務員から更に官吏となつた場合には、恩給法の適用については、その當該地方公共團體の職員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

(公立學校の學長等に關する特別規定)

**第四十條** この法律若しくはこれに基く命令又は他の法律に特別の定があるものを除く外、公立學校の學長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共團體の職員に關して規定する法律が定められるまでの間は、政令で、國立學校の學長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の定をすることができる。

**第四十一條** この法律若しくはこれに基く命令又は他の法律に特別の定があるものを除く外、教育長及び専門的教育職員について必要があるときは、別に地方公共團體の職員に關して規定す



る法律が定められるまでの間は、政令で、地方公共團體の長の補助機關たる職員の例に準じ、特別の定をすることができると。

昭和二十三年十月十五日印刷  
昭和二十三年十月十五日發行

定價 一三〇圓

教育關係新法令集  
第二集

編集者 日本教職員組合法制部  
代表 江口泰助  
發行者 日本教職員組合出版部  
代表 石井一朝  
東京都千代田區神田神保町三ノ二十九  
佐野真一

發行所

日本教職員組合出版部

東京都千代田區神田一ツ橋 教育會館  
電話九段(33)三三二四、一一三四—八番









